

自己資本の充実の状況

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットを算出する手法のことです。

自己資本の構成に関する開示事項

●自己資本の構成及び自己資本比率（連結）

（単位：百万円）

項 目	2025年3月期	2026年3月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	55,899	56,193
うち、資本金及び資本剰余金の額	25,751	25,735
うち、利益剰余金の額	30,566	30,802
うち、自己株式の額（△）	206	131
うち、社外流出予定額（△）	211	212
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△112	56
うち、為替換算調整勘定	－	－
うち、退職給付に係るものの額	△112	56
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	28	2
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,534	2,770
うち、一般貸倒引当金	2,534	2,770
うち、適格引当金	－	－
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	58,349	59,023
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	496	658
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	496	658
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	456	700
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	952	1,359
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	57,396	57,664
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	608,671	619,035
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	29,050	17,223
フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	637,721	636,258
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.00%	9.06%

●自己資本の構成及び自己資本比率（単体）

（単位：百万円）

項 目	2025年3月期	2026年3月期
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	53,474	53,675
うち、資本金及び資本剰余金の額	25,753	25,738
うち、利益剰余金の額	28,139	28,280
うち、自己株式の額（△）	206	131
うち、社外流出予定額（△）	211	212
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	28	2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,487	2,718
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,487	2,718
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	55,990	56,396
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	466	640
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	466	640
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	569	643
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	1,035	1,283
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	54,954	55,112
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	598,073	609,092
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,312	14,424
フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	622,386	623,516
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.82%	8.83%

定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

- 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。
- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
P.10に記載しております。
- 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
2025年3月期及び2026年3月期ともに該当ありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
2025年3月期及び2026年3月期ともに該当ありません。
- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
連結子会社4社全てにおいて債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っておりません。

自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要は、以下のとおりであります。

2025年3月31日現在

発行主体	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高銀ビジネス オーシャンリース株式会社 株式会社高知カード こうざん地域協働投資事業有限責任組合
資本調達手段の種類	普通株式	第2種優先株式	新株予約権	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額				
連結自己資本比率	18,744百万円	6,800百万円	28百万円	－百万円
単体自己資本比率	18,747百万円	6,800百万円	28百万円	－百万円
配当率又は利率	－	1.75%	－	－

2026年3月31日現在

発行主体	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高知銀行	株式会社高銀ビジネス オーシャンリース株式会社 株式会社高知カード こうざん地域協働投資事業有限責任組合
資本調達手段の種類	普通株式	第2種優先株式	新株予約権	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額				
連結自己資本比率	18,803百万円	6,800百万円	2百万円	－百万円
単体自己資本比率	18,806百万円	6,800百万円	2百万円	－百万円
配当率又は利率	－	1.75%	－	－

【第2種優先株式の概要】

償還等を可能とする特約の概要

当行は、2030年3月18日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、第2種優先株主に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第2種優先株式の全部または一部を取得することができる。

他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要

当行は、2033年3月16日（以下、「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日までに当行に取得されていない第2種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、第2種優先株主に対し、その有する第2種優先株式数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとする。

※その他の定性的な開示事項につきましては、本編P.19～P.24をご覧ください。

定量的な開示事項

- その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額
2025年3月期及び2026年3月期ともに該当ありません。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円、件)

- 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

項 目	2025年3月期				2026年3月期			
	連 結		単 体		連 結		単 体	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
現 金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,364	54	1,364	54	1,514	60	1,514	60
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	8,878	355	8,878	355	7,835	313	7,835	313
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14,952	598	14,952	598	15,958	638	15,958	638
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,295	171	4,295	171	4,238	169	4,238	169
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	301,867	12,074	305,685	12,227	302,161	12,086	307,007	12,280
うち、特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	47,345	1,893	47,345	1,893	46,624	1,864	46,587	1,863
うち、トラザクター向け	1,060	42	1,060	42	1,019	40	1,019	40
不 動 産 関 連 向 け	118,247	4,729	118,247	4,729	116,393	4,655	116,393	4,655
うち、自己居住用不動産等向け	45,694	1,827	45,694	1,827	47,783	1,911	47,783	1,911
うち、賃貸用不動産向け	49,016	1,960	49,016	1,960	45,158	1,806	45,158	1,806
うち、事業用不動産関連向け	21,724	868	21,724	868	21,378	855	21,378	855
うち、その他不動産関連向け	1,811	72	1,811	72	2,072	82	2,072	82
うち、A D C 向 け	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	16,509	660	16,509	660	15,499	619	15,499	619
延滞等向け（自己居住用不動産向けを除く。）	13,650	546	13,320	532	13,492	539	12,779	511
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	1,324	52	1,324	52	1,459	58	1,459	58
取 立 未 済 手 形	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,290	131	3,290	131	3,501	140	3,501	140
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	26,313	1,052	26,458	1,058	36,322	1,452	36,589	1,463
上 記 以 外	44,806	1,792	30,575	1,223	44,972	1,798	30,667	1,226
うち、重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	18,342	733	18,342	733	17,088	683	17,088	683
うち、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	219	8	250	10	413	16	448	17
うち、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー（国内基準行に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー（国内基準行に限る。）	—	—	—	—	1,154	46	1,154	46
その他外部TLAC関連調達手段のうちTier2資本に係る調整項目の額及び自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー（国際統一基準行に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、右記以外のエクスポージャー	26,243	1,049	11,981	479	26,316	1,052	11,976	479
証 券 化	—	—	—	—	200	8	200	80
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,980	399	9,980	399	12,845	513	12,845	513
うち、リスク・スルー方式	9,980	399	9,980	399	12,845	513	12,845	513
未 決 済 取 引	—	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8％で除して得た額（簡便法）	139	5	139	5	252	10	252	10
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	608,671	24,346	598,073	23,922	619,035	24,761	609,092	24,363

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4％

●CVAリスク相当額を8%で除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額

項 目	2025年3月期				2026年3月期			
	連 結		単 体		連 結		単 体	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
S A - C V A	-	-	-	-	-	-	-	-
完 全 な B A - C V A	-	-	-	-	-	-	-	-
限 定 的 な B A - C V A	-	-	-	-	-	-	-	-
簡 便 法	139	5	139	5	252	10	252	10
合 計	139	5	139	5	252	10	252	10

●オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

項 目	2025年3月期		2026年3月期	
	連 結	単 体	連 結	単 体
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	29,050	24,312	17,223	14,424
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,162	972	688	576
B I	19,367	16,209	19,675	16,416
B I C	2,324	1,945	2,361	1,970
I L M	1	1	0.58	0.58

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法により算出しております。
2. 2025年3月期のILMは、自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

●BICの構成要素

連 結

	2026年3月期		
	当期末	前期末	前々期末
ILDC	13,499		
資金運用収益	17,902	15,808	15,364
資金調達費用	5,345	3,210	2,723
金利収益資産	1,092,855	1,058,675	1,072,792
受取配当金	786	692	1,222
SC	5,252		
役務取引等収益	2,703	2,652	2,508
役務取引等費用	1,198	1,193	1,216
その他業務収益	3,194	2,491	2,207
その他業務費用	3,077	2,387	2,071
FC	925		
特定取引勘定のネット損益（特定取引等のネット損益）	-	-	-
特定取引勘定以外の勘定のネット損益（特定取引等以外の勘定のネット損益）	628	1,244	902
BI	19,675		
BIC	2,361		
除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むBI	19,675		
除外特例によって除外したBI	-		

単 体

	2026年3月期		
	当期末	前期末	前々期末
ILDC	13,189		
資金運用収益	14,898	13,034	12,547
資金調達費用	2,637	717	180
金利収益資産	1,090,552	1,055,796	1,070,243
受取配当金	759	666	1,199
SC	2,298		
役務取引等収益	2,375	2,325	2,195
役務取引等費用	1,001	1,001	1,026
その他業務収益	-	-	-
その他業務費用	-	-	-
FC	929		
特定取引勘定のネット損益（特定取引等のネット損益）	-	-	-
特定取引勘定以外の勘定のネット損益（特定取引等以外の勘定のネット損益）	637	1,099	1,050
BI	16,416		
BIC	1,970		
除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むBI	16,416		
除外特例によって除外したBI	-		

●オペレーショナル・リスク損失の推移

<連結>

	2026年3月期										
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
	当期末	前期末	前々期末	ハの前期末	ニの前期末	ホの前期末	ヘの前期末	トの前期末	チの前期末	リの前期末	直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの											
ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）	7	20	7	0	0	6	0	-	-	-	6
損失の件数	2	3	2	0	0	1	0	-	-	-	1
特殊損失の総額	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0
特殊損失の件数	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0
ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）	7	20	7	0	0	6	0	-	-	-	6
千円を超える損失を集計したもの											
ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）	0	11	0	0	0	0	0	-	-	-	1
損失の件数	0	1	0	0	0	0	0	-	-	-	0
特殊損失の総額	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0
特殊損失の件数	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0
ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）	0	11	0	0	0	0	0	-	-	-	1
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項											
ILMの算出への内部損失データ利用の有無	有	有	有	有	有	有	有	-	-	-	-
前項で内部損失データを利用していない場合は 内部損失データの承認基準充足の有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

<単体>

	2026年3月期										
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
	当期末	前期末	前々期末	ハの前期末	ニの前期末	ホの前期末	ヘの前期末	トの前期末	チの前期末	リの前期末	直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの											
ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）	2	20	7	0	0	6	0	-	-	-	5
損失の件数	1	3	2	0	0	1	0	-	-	-	1
特殊損失の総額	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0
特殊損失の件数	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0
ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）	2	20	7	0	0	6	0	-	-	-	5
千円を超える損失を集計したもの											
ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）	0	11	0	0	0	0	0	-	-	-	1
損失の件数	0	1	0	0	0	0	0	-	-	-	0
特殊損失の総額	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0
特殊損失の件数	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0
ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）	0	11	0	0	0	0	0	-	-	-	1
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項											
ILMの算出への内部損失データ利用の有無	有	有	有	有	有	有	有	-	-	-	-
前項で内部損失データを利用していない場合は 内部損失データの承認基準充足の有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

●リスク・アセットの合計額及び総所要自己資本額

項 目	2025年3月期		2026年3月期	
	連 結	単 体	連 結	単 体
リスク・アセットの合計額	637,721	622,386	636,258	623,516
総 所 要 自 己 資 本 額	25,508	24,895	25,450	24,940

信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高

連 結

	2025年3月期					2026年3月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	延滞 エクスポージャー (注3)の期末残高
国 内 計	1,252,476	755,561	227,776	118	25,941	1,289,816	742,913	235,090	326	26,345
国 外 計	26,196	156	25,485	213	-	33,529	111	32,529	187	-
地 域 別 合 計	1,278,673	755,717	253,262	332	25,941	1,323,345	743,024	267,620	514	26,345
製 造 業	107,740	62,125	37,863	15	2,053	105,353	55,490	41,685	-	2,595
農 業、林 業	4,709	4,353	280	-	458	4,202	3,874	280	-	264
漁 業	7,872	6,970	902	-	728	6,907	6,005	902	-	768
鉱業、採石業、砂利採取業	552	552	-	-	-	598	459	-	-	-
建 設 業	52,096	43,234	8,002	2	893	51,165	42,922	7,143	-	1,069
電気・ガス・熱供給・水道業	38,284	28,447	9,575	-	-	40,464	29,098	11,164	-	177
情 報 通 信 業	14,509	9,305	4,341	-	169	11,337	7,716	2,885	-	168
運輸業、郵便業	36,520	26,495	9,210	7	429	41,993	31,166	9,780	6	611
卸売業、小売業	103,349	92,446	9,499	1	4,947	96,823	87,230	8,160	0	4,058
金融業、保険業	193,080	64,090	124,235	305	286	195,376	60,292	124,648	507	608
不動産業、物品賃貸業	130,170	117,636	12,411	-	1,984	132,160	119,373	12,665	-	1,985
各種サービス業	125,115	112,829	6,494	-	12,132	122,542	107,775	7,023	-	11,865
国・地方公共団体	286,251	80,473	30,445	-	-	328,896	79,512	41,279	-	-
個 人	106,661	106,661	-	-	1,374	111,955	111,955	-	-	1,499
そ の 他	71,759	96	-	-	482	73,567	150	-	-	673
業 種 別 合 計	1,278,673	755,717	253,262	332	25,941	1,323,345	743,024	267,620	514	26,345
1 年 以 下	340,887	144,861	12,632	19	-	382,037	145,267	13,345	5	-
1 年 超 3 年 以 下	119,705	86,153	33,520	32	-	150,872	92,879	57,929	64	-
3 年 超 5 年 以 下	167,813	92,765	74,961	86	-	173,948	98,160	75,708	80	-
5 年 超 7 年 以 下	89,841	84,529	5,214	97	-	68,729	65,995	2,726	7	-
7 年 超 10 年 以 下	127,403	112,711	14,692	-	-	123,581	103,582	19,848	150	-
10 年 超	343,207	231,929	111,239	37	-	332,216	234,139	98,062	15	-
期間の定めのないもの	89,814	2,766	1,002	58	-	91,959	3,000	0	192	-
残 存 期 間 別 合 計	1,278,673	755,717	253,262	332	-	1,323,345	743,024	267,620	514	-

(注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、要管理先以下の債務者に対するエクスポージャーであります。

単 体

	2025年3月期					2026年3月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引	延滞 エクスポージャー (注3)の期末残高
国 内 計	1,241,856	759,466	227,776	118	25,458	1,279,820	747,790	235,090	326	25,672
国 外 計	26,196	156	25,485	213	-	33,529	111	32,529	187	-
地 域 別 合 計	1,268,053	759,622	253,262	332	25,458	1,313,349	747,901	267,620	514	25,672
製 造 業	107,400	62,125	37,863	15	2,053	105,122	55,490	41,685	-	2,595
農 業、林 業	4,709	4,353	280	-	458	4,202	3,874	280	-	264
漁 業	7,872	6,970	902	-	728	6,907	6,005	902	-	768
鉱業、採石業、砂利採取業	552	552	-	-	-	598	459	-	-	-
建 設 業	52,091	43,234	8,002	2	893	51,160	42,922	7,143	-	1,069
電気・ガス・熱供給・水道業	38,233	28,447	9,575	-	-	40,413	29,098	11,164	-	177
情 報 通 信 業	14,506	9,305	4,341	-	169	11,336	7,716	2,885	-	168
運輸業、郵便業	36,520	26,495	9,210	7	429	41,993	31,166	9,780	6	611
卸売業、小売業	103,318	92,446	9,499	1	4,947	96,822	87,230	8,160	0	4,058
金融業、保険業	193,270	64,290	124,235	305	286	195,567	60,492	124,648	507	608
不動産業、物品賃貸業	134,168	121,341	12,411	-	1,984	137,180	124,099	12,665	-	1,985
各種サービス業	125,386	112,829	6,494	-	12,132	122,751	107,775	7,023	-	11,865
国・地方公共団体	286,251	80,473	30,445	-	-	328,896	79,512	41,279	-	-
個 人	106,661	106,661	-	-	1,374	111,955	111,955	-	-	1,499
そ の 他	57,109	96	-	-	-	58,440	100	-	-	-
業 種 別 合 計	1,268,053	759,622	253,262	332	25,458	1,313,349	747,901	267,620	514	25,672
1 年 以 下	343,021	146,995	12,632	19	-	386,914	150,144	13,345	5	-
1 年 超 3 年 以 下	120,317	86,764	33,520	32	-	150,872	92,879	57,929	64	-
3 年 超 5 年 以 下	168,973	93,924	74,961	86	-	173,948	98,160	75,708	80	-
5 年 超 7 年 以 下	89,841	84,529	5,214	97	-	68,729	65,995	2,726	7	-
7 年 超 10 年 以 下	127,403	112,711	14,692	-	-	123,581	103,582	19,848	150	-
10 年 超	343,207	231,929	111,239	37	-	332,216	234,139	98,062	15	-
期間の定めのないもの	75,289	2,766	1,002	58	-	77,087	3,000	0	192	-
残 存 期 間 別 合 計	1,268,053	759,622	253,262	332	-	1,313,349	747,901	267,620	514	-

(注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、要管理先以下の債務者に対するエクスポージャーであります。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

連 結

	2025年3月期			2026年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2,524	9	2,534	2,534	236	2,770
個別貸倒引当金	10,496	△785	9,711	9,711	159	9,870
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	13,021	△776	12,245	12,245	396	12,641

単 体

	2025年3月期			2026年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2,466	20	2,487	2,487	231	2,718
個別貸倒引当金	10,140	△692	9,448	9,448	223	9,672
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	12,607	△671	11,936	11,936	455	12,391

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

連 結

	2025年3月期			2026年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国 内 計	10,496	△785	9,711	9,711	159	9,870
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	10,496	△785	9,711	9,711	159	9,870
製 造 業	605	△76	529	529	335	864
農 業、林 業	64	26	91	91	△32	58
漁 業	405	△4	401	401	△5	395
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	191	△51	140	140	106	247
電気・ガス・熱供給・水道業	54	△54	—	—	24	24
情 報 通 信 業	32	△0	32	32	△0	31
運 輸 業、郵 便 業	136	△27	109	109	△90	18
卸 売 業、小 売 業	667	464	1,132	1,132	△215	916
金 融 業、保 険 業	424	△358	65	65	△0	65
不動産業、物品賃貸業	620	△24	595	595	21	617
各種サービス業	6,853	△562	6,291	6,291	88	6,379
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	83	△23	60	60	△7	52
その他（連結子会社勘定）	355	△93	262	262	△64	198
業 種 別 合 計	10,496	△785	9,711	9,711	159	9,870

(注) 1. 一般貸倒引当金につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。
2. 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他（連結子会社勘定）に計上しております。

単 体

	2025年3月期			2026年3月期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
国 内 計	10,140	△692	9,448	9,448	223	9,672
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	10,140	△692	9,448	9,448	223	9,672
製 造 業	605	△76	529	529	335	864
農 業、林 業	64	26	91	91	△32	58
漁 業	405	△4	401	401	△5	395
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	191	△51	140	140	106	247
電気・ガス・熱供給・水道業	54	△54	—	—	24	24
情 報 通 信 業	32	△0	32	32	△0	31
運 輸 業、郵 便 業	136	△27	109	109	△90	18
卸 売 業、小 売 業	667	464	1,132	1,132	△215	916
金 融 業、保 険 業	424	△358	65	65	△0	65
不動産業、物品賃貸業	620	△24	595	595	21	617
各種サービス業	6,853	△562	6,291	6,291	88	6,379
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	83	△23	60	60	△7	52
そ の 他	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	10,140	△692	9,448	9,448	223	9,672

(注) 一般貸倒引当金につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。

●業種別の貸出金償却の額

	貸出金償却			
	連 結		単 体	
	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
製 造 業	3	40	3	40
農 業 、 林 業	—	0	—	0
漁 業	—	16	—	16
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	0	19	0	19
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	8	204	8	204
金 融 業 、 保 険 業	—	321	—	321
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	0	0	0	0
各 種 サ ー ビ ス 業	25	52	25	52
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
個 人	0	1	0	1
そ の 他	—	—	—	—
そ の 他 （ 連 結 子 会 社 勘 定 ）	0	1	—	—
業 種 別 計	39	658	39	657

(注) 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他（連結子会社勘定）に計上しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

連 結

	2025年3月期					
	CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後 エクスポージャー		信用リスク・ アセット の額	リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額		
日本国政府及び日本銀行向け	100,097	97,142	100,097	97,142	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,512	—	4,512	—	1,364	30
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	84,299	2,000	84,299	200	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	88,988	13	88,988	1	8,878	9
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	55,750	2,037	55,750	2,037	14,952	25
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	17,172	—	17,172	—	4,295	25
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	402,949	19,553	394,288	8,368	301,867	74
うち、特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	16,509	—	16,509	—	16,509	100
株式等	26,313	—	26,313	—	26,313	100
中堅中小企業等向け及び個人向け	64,061	32,352	61,308	3,789	47,345	72
うち、トラランザクター向け	—	23,564	—	2,356	1,060	45
不動産関連向け	165,353	—	164,613	—	118,247	71
うち、自己居住用不動産等向け	90,921	—	90,607	—	45,694	50
うち、賃貸用不動産向け	51,022	—	50,806	—	49,016	96
うち、事業用不動産関連	20,285	—	20,180	—	21,724	107
うち、その他不動産関連	3,125	—	3,019	—	1,811	60
うち、A D C 向け	—	—	—	—	—	—
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	12,446	382	12,326	101	13,650	109
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,369	—	1,368	—	1,324	96
現金	17,148	—	17,148	—	—	0
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	66,722	—	66,722	—	3,290	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
合 計	1,106,521	153,481	1,094,246	111,641	553,745	45

	2026年3月期					
	CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後 エクスポージャー		信用リスク・ アセット の額	リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額		
日本国政府及び日本銀行向け	109,235	124,273	109,235	124,273	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,812	—	4,812	—	1,514	31
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	90,375	2,000	90,375	200	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	78,555	13	78,555	1	7,835	9
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	60,813	2,025	60,813	2,025	15,958	25
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16,869	—	16,869	—	4,238	25
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	407,611	27,333	399,587	10,486	302,161	73
うち、特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	12,399	—	12,399	—	15,499	125
株式等	27,940	—	27,940	—	36,322	129
中堅中小企業等向け及び個人向け	62,940	33,952	60,295	3,703	46,624	72
うち、トラランザクター向け	—	22,657	—	2,265	1,019	45
不動産関連向け	165,269	—	164,571	—	116,393	70
うち、自己居住用不動産等向け	94,720	—	94,508	—	47,783	50
うち、賃貸用不動産向け	46,822	—	46,612	—	45,158	96
うち、事業用不動産関連	20,158	—	19,997	—	21,378	106
うち、その他不動産関連	3,568	—	3,454	—	2,072	59
うち、A D C 向け	—	—	—	—	—	—
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	12,513	454	12,329	74	13,492	108
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,496	—	1,495	—	1,459	97
現金	15,171	—	15,171	—	—	0
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	62,765	—	62,765	—	3,501	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
合 計	1,111,901	190,052	1,100,351	140,765	560,764	45

単 体

	2025年3月期					
	CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後 エクスポージャー		信用リスク・ アセット の額	リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額		
日本国政府及び日本銀行向け	100,097	97,142	100,097	97,142	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,512	—	4,512	—	1,364	30
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	84,299	2,000	84,299	200	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	88,988	13	88,988	1	8,878	9
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	55,750	2,037	55,750	2,037	14,952	25
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	17,172	—	17,172	—	4,295	25
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	406,389	24,001	397,658	8,813	305,685	75
うち、特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	16,509	—	16,509	—	16,509	100
株式等	26,458	—	26,458	—	26,458	100
中堅中小企業等向け及び個人向け	64,061	32,352	61,308	3,789	47,345	72
うち、トラザクター向け	—	23,564	—	2,356	1,060	45
不動産関連向け	165,353	—	164,613	—	118,247	71
うち、自己居住用不動産等向け	90,921	—	90,607	—	45,694	50
うち、賃貸用不動産向け	51,022	—	50,806	—	49,016	96
うち、事業用不動産関連	20,285	—	20,180	—	21,724	107
うち、その他不動産関連	3,125	—	3,019	—	1,811	60
うち、A D C 向け	—	—	—	—	—	—
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	12,226	382	12,106	101	13,320	109
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,369	—	1,368	—	1,324	96
現金	17,147	—	17,147	—	—	0
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	66,722	—	66,722	—	3,290	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
合 計	1,109,885	157,929	1,097,540	112,085	557,378	46

	2026年3月期					
	CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後 エクスポージャー		信用リスク・ アセット の額	リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額		
日本国政府及び日本銀行向け	109,235	124,273	109,235	124,273	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,812	—	4,812	—	1,514	31
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	90,375	2,000	90,375	200	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	78,555	13	78,555	1	7,835	9
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	60,813	2,025	60,813	2,025	15,958	25
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16,869	—	16,869	—	4,238	25
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	412,085	31,859	403,981	10,939	307,007	73
うち、特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	12,399	—	12,399	—	15,499	125
株式等	28,145	—	28,145	—	36,589	129
中堅中小企業等向け及び個人向け	62,940	31,462	60,295	3,653	46,587	72
うち、トラザクター向け	—	22,657	—	2,265	1,019	45
不動産関連向け	165,269	—	164,571	—	116,393	70
うち、自己居住用不動産等向け	94,720	—	94,508	—	47,783	50
うち、賃貸用不動産向け	46,822	—	46,612	—	45,158	96
うち、事業用不動産関連	20,158	—	19,997	—	21,378	106
うち、その他不動産関連	3,568	—	3,454	—	2,072	59
うち、A D C 向け	—	—	—	—	—	—
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	12,038	454	11,854	74	12,779	107
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,496	—	1,495	—	1,459	97
現金	15,169	—	15,169	—	—	0
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	62,765	—	62,765	—	3,501	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
合 計	1,116,102	192,088	1,104,472	141,168	565,127	45

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

連 結

	2025年3月期									
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）									合計
	0%	20%	50%	100%	150%	その他				
日本国政府及び日本銀行向け	197,239	—	—	—	—	—				197,239
外国の中央政府及び中央銀行向け	700	1,803	2,008	—	—	—				4,512
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—				—
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他			合計
我が国の地方公共団体向け	84,499	—	—	—	—	—	—	—		84,499
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—		—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—		—
我が国の政府関係機関向け	200	88,788	—	—	—	—	—	—		88,988
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他			合計
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	25,633	29,841	300	1,506	—	—	—	506		57,787
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,346	6,019	300	1,000	—	—	—	506		17,172
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他		合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	45,637	80,294	13,114	—	104,984	153,511	—	—	5,115	402,657
うち、特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	250%	400%	その他					合計
劣後債権及びその他資本性証券等	16,509	—	—	—	—					16,509
株式等	26,313	—	—	—	—					26,313
	45%	75%	100%	その他						合計
中小企業等向け及び個人向け	2,356	61,254	332	1,154						65,098
	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他		合計
不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け	11,271	5,069	13,300	8,969	9,467	38,977	3,419	133		90,607
	20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他		合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	—	—	—	—			—		—
	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他		合計
不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け	2,932	1,638	2,380	1,469	983	38,291	3,111	—		50,806
	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他		合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	—	—	—	—			—		—
	70%	90%	110%	150%	その他					合計
不動産関連向け うち、事業用不動産関連	1,691	649	17,010	829	—					20,180
	70%	112.5%			その他					合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	—			—					—
	60%	その他								合計
不動産関連向け うち、その他不動産関連	3,019	—								3,019
	60%	その他								合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	—								—
	100%	150%	その他							合計
不動産関連向け うち、ADC向け	—	—	—							—
	50%	100%	150%	その他						合計
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	2,374	5,015	4,961	76						12,427
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	1,319	—	48						1,368
	0%	10%	20%	その他						合計
現金	17,148	—	—	—						17,148
取立未済手形	—	—	—	—						—
信用保証協会等による保証付	33,814	32,908	—	—						66,722
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—						—

	2026年3月期									
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）								合計	
	0%	20%	50%	100%	150%	その他				
日本国政府及び日本銀行向け	233,509	—	—	—	—	—			233,509	
外国の中央政府及び中央銀行向け	700	1,803	2,308	—	—	—			4,812	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—			—	
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他		合計	
我が国の地方公共団体向け	90,575	—	—	—	—	—	—		90,575	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—		—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—		—	
我が国の政府関係機関向け	200	78,356	—	—	—	—	—		78,557	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—		—	
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他		合計	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—		—	
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	26,707	33,324	300	1,000	—	—	—	1,506	62,838	
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,007	8,054	300	1,000	—	—	—	1,506	16,869	
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	55,693	77,612	12,425	—	95,621	161,609	—	—	7,113	410,074
うち、特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	250%	400%	その他				合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	12,399				12,399	
株式等	—	—	—	—	27,940				27,940	
	45%	75%	100%	その他					合計	
中小企業等向け及び個人向け	2,265	60,284	379	1,069					63,999	
	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け	10,852	4,995	14,267	10,233	10,022	40,940	3,079	116	94,508	
	20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計	
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	—	—	—	—			—	—	
	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け	3,003	906	2,441	1,201	873	35,138	3,046	—	46,612	
	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計	
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	—	—	—	—			—	—	
	70%	90%	110%	150%	その他				合計	
不動産関連向け うち、事業用不動産関連	1,747	818	16,820	611	—				19,997	
	70%	112.5%			その他				合計	
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	—			—				—	
	60%	その他							合計	
不動産関連向け うち、その他不動産関連	3,454	—							3,454	
	60%	その他							合計	
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	—							—	
	100%	150%	その他						合計	
不動産関連向け うち、ADC向け	—	—	—						—	
	50%	100%	150%	その他					合計	
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	2,445	5,125	4,758	74					12,404	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	1,455	—	40					1,495	
	0%	10%	20%	その他					合計	
現金	15,171	—	—	—					15,171	
取立未済手形	—	—	—	—					—	
信用保証協会等による保証付	27,747	35,018	—	—					62,765	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—					—	

単 体

	2025年3月期									
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）									合計
	0%	20%	50%	100%	150%	その他				
日本国政府及び日本銀行向け	197,239	—	—	—	—	—				197,239
外国の中央政府及び中央銀行向け	700	1,803	2,008	—	—	—				4,512
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—				—
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他			合計
我が国の地方公共団体向け	84,499	—	—	—	—	—	—	—		84,499
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—		—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—		—
我が国の政府関係機関向け	200	88,788	—	—	—	—	—	—		88,989
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他			合計
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	25,633	29,841	300	1,506	—	—	—	506		57,787
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,346	6,019	300	1,000	—	—	—	506		17,172
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他		合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	45,637	80,294	13,114	—	104,964	157,346	—	—	5,115	406,472
うち、特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	250%	400%	その他					合計
劣後債権及びその他資本性証券等	16,509	—	—	—	—					16,509
株式等	26,458	—	—	—	—					26,458
	45%	75%	100%	その他						合計
中小企業等向け及び個人向け	2,356	61,254	332	1,154						65,098
	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他		合計
不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け	11,271	5,069	13,300	8,969	9,467	38,977	3,419	133		90,607
	20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他		合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	—	—	—	—			—		—
	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他		合計
不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け	2,932	1,638	2,380	1,469	983	38,291	3,111	—		50,806
	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他		合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	—	—	—	—			—		—
	70%	90%	110%	150%	その他					合計
不動産関連向け うち、事業用不動産関連	1,691	649	17,010	829	—					20,180
	70%	112.5%			その他					合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	—			—					—
	60%	その他								合計
不動産関連向け うち、その他不動産関連	3,019	—								3,019
	60%	その他								合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	—								—
	100%	150%	その他							合計
不動産関連向け うち、ADC向け	—	—	—							—
	50%	100%	150%	その他						合計
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	2,374	5,015	4,740	76						12,207
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	1,319	—	48						1,368
	0%	10%	20%	その他						合計
現金	17,147	—	—	—						17,147
取立未済手形	—	—	—	—						—
信用保証協会等による保証付	33,814	32,908	—	—						66,722
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—						—

	2026年3月期									
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）									
	0%	20%	50%	100%	150%	その他			合計	
日本国政府及び日本銀行向け	233,509	－	－	－	－	－			233,509	
外国の中央政府及び中央銀行向け	700	1,803	2,308	－	－	－			4,812	
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－			－	
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他		合計	
我が国の地方公共団体向け	90,575	－	－	－	－	－	－		90,575	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－		－	
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－		－	
我が国の政府関係機関向け	200	78,356	－	－	－	－	－		78,557	
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－		－	
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他		合計	
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－		－	
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	26,707	33,324	300	1,000	－	－	－	1,506	62,838	
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,007	8,054	300	1,000	－	－	－	1,506	16,869	
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	55,693	77,612	12,425	－	95,621	166,455	－	－	7,113	414,921
うち、特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100%	150%	250%	400%	その他				合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	12,399				12,399	
株式等	－	－	－	－	28,145				28,145	
	45%	75%	100%	その他					合計	
中小企業等向け及び個人向け	2,265	60,234	379	1,069					63,949	
	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他		合計
不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け	10,852	4,995	14,267	10,233	10,022	40,940	3,079	116		94,508
	20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他		合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	－	－	－	－	－			－		－
	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他		合計
不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け	3,003	906	2,441	1,201	873	35,138	3,046	－		46,612
	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他		合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	－	－	－	－	－					－
	70%	90%	110%	150%	その他					合計
不動産関連向け うち、事業用不動産関連	1,747	818	16,820	611	－					19,997
	70%	112.5%			その他					合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	－	－			－					－
	60%	その他								合計
不動産関連向け うち、その他不動産関連	3,454	－								3,454
	60%	その他								合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	－	－								－
	100%	150%	その他							合計
不動産関連向け うち、ADC向け	－	－	－							－
	50%	100%	150%	その他						合計
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	2,445	5,125	4,283	74						11,928
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	1,455	－	40						1,495
	0%	10%	20%	その他						合計
現金	15,169	－	－	－						15,169
取立未済手形	－	－	－	－						－
信用保証協会等による保証付	27,747	35,018	－	－						62,765
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－						－

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

連 結

	2025年3月期			
	CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	CCF・信用リスク削減手 法適用後エクスポージャー
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
40%未満	506,267	101,357	98	593,386
40%－70%	152,217	24,361	10	154,813
75%	77,282	8,788	16	78,770
80%	—	—	—	—
85%	103,924	3,745	28	104,984
90%－100%	175,303	10,050	20	177,337
105%－130%	55,301	—	—	55,301
150%	8,838	173	36	8,902
100% (注1)	26,313	—	—	26,313
100% (注2)	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	1,105,449	148,477	71	1,199,812

- (注) 1. 投機的な非上場株式に対する投資に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するものならびに株式等エクスポージャーに係る額を記載しております。
 なお、経過措置を適用した後のリスク・ウェイトを記載しております。
 2. 投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するものならびに株式等エクスポージャーに係る額を記載しております。
 なお、経過措置を適用した後のリスク・ウェイトを記載しております。

	2026年3月期			
	CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	CCF・信用リスク削減手 法適用後エクスポージャー
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
40%未満	519,820	134,145	98	634,780
40%－70%	153,470	23,515	10	155,972
75%	75,238	11,157	12	76,663
80%	—	—	—	—
85%	94,668	3,843	24	95,621
90%－100%	167,028	10,249	23	169,388
105%－130%	64,357	—	—	64,357
150%	8,398	143	12	8,416
130% (注1)	27,940	—	—	27,940
160% (注2)	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	1,110,922	183,055	76	1,233,141

- (注) 1. 投機的な非上場株式に対する投資に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するものならびに株式等エクスポージャーに係る額を記載しております。
 なお、経過措置を適用した後のリスク・ウェイトを記載しております。
 2. 投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するものならびに株式等エクスポージャーに係る額を記載しております。
 なお、経過措置を適用した後のリスク・ウェイトを記載しております。

単 体

	2025年3月期			
	CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	CCF・信用リスク削減手 法適用後エクスポージャー
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
40%未満	506,336	101,357	98	593,385
40%～70%	152,217	24,361	10	154,813
75%	77,282	8,788	16	78,770
80%	—	—	—	—
85%	103,904	3,745	28	104,964
90%～100%	178,693	14,498	17	181,173
105%～130%	55,301	—	—	55,301
150%	8,618	173	36	8,682
100% (注1)	26,458	—	—	26,458
100% (注2)	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	1,108,813	152,925	70	1,203,550

- (注) 1. 投機的な非上場株式に対する投資に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するものならびに株式等エクスポージャーに係る額を記載しております。
 なお、経過措置を適用した後のリスク・ウェイトを記載しております。
2. 投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するものならびに株式等エクスポージャーに係る額を記載しております。
 なお、経過措置を適用した後のリスク・ウェイトを記載しております。

	2026年3月期			
	CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	CCF・信用リスク削減手 法適用後エクスポージャー
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
40%未満	519,898	134,145	98	634,778
40%～70%	153,470	23,515	10	155,972
75%	75,238	8,667	15	76,613
80%	—	—	—	—
85%	94,668	3,843	24	95,621
90%～100%	171,422	14,775	19	174,234
105%～130%	64,357	—	—	64,357
150%	7,923	143	12	7,941
130% (注1)	28,145	—	—	28,145
160% (注2)	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	1,115,123	185,091	75	1,237,665

- (注) 1. 投機的な非上場株式に対する投資に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するものならびに株式等エクスポージャーに係る額を記載しております。
 なお、経過措置を適用した後のリスク・ウェイトを記載しております。
2. 投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するものならびに株式等エクスポージャーに係る額を記載しております。
 なお、経過措置を適用した後のリスク・ウェイトを記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	連 結		単 体	
	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	2,661	8,301	2,661	8,301
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	653	639	653	639

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

●派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式（注）にて算出しております。

（注）カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法であります。

●派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

	連 結		単 体	
	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額	19	36	19	36
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	332	514	332	514
派 生 商 品 取 引	332	514	332	514
外 国 為 替 関 連 取 引	291	473	291	473
金 利 関 連 取 引	41	41	41	41
株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
そ の 他 取 引	—	—	—	—
ク レ ジ ャ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	—	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	332	514	332	514

（注） 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除きます。
2. 与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）は、再構築コスト及びグロスのアドオン額（想定元本額に金融庁告示第19号第79条の2に定める掛け目を乗じた額）の合計額であります。

●グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

2025年3月期及び2026年3月期ともに該当ありません。

●信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

2025年3月期及び2026年3月期ともに該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

2025年3月期及び2026年3月期ともに該当ありません。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

2025年3月期及び2026年3月期ともに該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

複数の資産を裏付とする資産のうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

●オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

2025年3月期及び2026年3月期ともに該当ありません。

●投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

（1）保有する証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

原資産の種類	連 結		単 体	
	2025年3月末	2026年3月末	2025年3月末	2026年3月末
	エクスポージャーの額 うち再証券化	エクスポージャーの額 うち再証券化	エクスポージャーの額 うち再証券化	エクスポージャーの額 うち再証券化
オ ー ト ロ ー ン 債 権	—	1,000	—	1,000
合 計	—	1,000	—	1,000

（注）すべてオン・バランス取引であり、オフ・バランス取引は該当ありません。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本額

連 結

区分	2025年3月末				2026年3月末			
	エクスポージャーの額		所要自己資本額		エクスポージャーの額		所要自己資本額	
		うち再証券化		うち再証券化		うち再証券化		うち再証券化
20%以下	—	—	—	—	1,000	—	8	—
20%超50%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
100%超1250%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. すべてオン・バランス取引であり、オフ・バランス取引は該当ありません。
2. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

単 体

区分	2025年3月末				2026年3月末			
	エクスポージャーの額		所要自己資本額		エクスポージャーの額		所要自己資本額	
		うち再証券化		うち再証券化		うち再証券化		うち再証券化
20%以下	—	—	—	—	1,000	—	8	—
20%超50%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
100%超1250%以下	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. すべてオン・バランス取引であり、オフ・バランス取引は該当ありません。
2. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

(3) 自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
2025年3月期及び2026年3月期ともに該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
2025年3月期及び2026年3月期ともに該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

●出資等の貸借対照表計上額及び時価

連 結

	2025年3月期		2026年3月期	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上 場 し て い る 出 資 等	16,041		21,555	
上 記 に 該 当 し な い 出 資 等	2,484		2,188	
合 計	18,526	18,526	23,743	23,743

単 体

	2025年3月期		2026年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 し て い る 出 資 等	15,471		20,957	
上 記 に 該 当 し な い 出 資 等	2,592		2,355	
合 計	18,064	18,064	23,313	23,313

●出資等の売却及び償却に伴う損益の額

	連 結		単 体	
	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売 却 損 益 額	817	2,817	817	2,837
償 却 額	246	231	102	262

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	連 結		単 体	
	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	4,375	8,596	4,032	8,213
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位: 百万円)

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	連 結		単 体	
	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期
ル ッ ク ・ ス ル ー 方 式	13,769	16,477	13,769	16,477
マ ン デ ー ト 方 式	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (2 5 0 %)	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (4 0 0 %)	—	—	—	—
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式	—	—	—	—
合 計	13,769	16,477	13,769	16,477

- (注) 1. 「リスク・スルー方式」とは、保有エクスポージャーの裏付となる個々の資産の信用リスク・アセット総額を計算する方式です。
 2. 「マンドレート方式」とは、上記「1」の方式が適用できない場合に、ファンドの運用基準（マンドレート）に基づき、保有エクスポージャーの資産構成を保守的に想定し、個々の資産の信用リスク・アセット総額を計算する方式です。
 3. 「蓋然性方式」とは、上記「1及び2」の方式が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下（又は400%以下）である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%（又は400%）のリスク・ウェイトを適用して算出する方式です。
 4. 「フォールバック方式」とは、上記「1～3」の方式が適用できない場合に、保有エクスポージャーに1250%のリスク・ウェイトを適用して算出する方式です。

金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

連結

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ ロ		ハ ニ	
		ΔEVE		ΔNII	
		2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期
1	上方パラレルシフト	8,043	8,307	643	314
2	下方パラレルシフト	—	—	42	129
3	スティープ化	5,384	4,906		
4	フラット化	—	31		
5	短期金利上昇	2,880	2,583		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	8,043	8,307	643	314
		ホ		ヘ	
		2026年3月期		2025年3月期	
8	自己資本の額	57,664		57,396	

単体

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ ロ		ハ ニ	
		ΔEVE		ΔNII	
		2026年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2025年3月期
1	上方パラレルシフト	8,043	8,307	643	314
2	下方パラレルシフト	—	—	42	129
3	スティープ化	5,384	4,906		
4	フラット化	—	31		
5	短期金利上昇	2,880	2,583		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	8,043	8,307	643	314
		ホ		ヘ	
		2026年3月期		2025年3月期	
8	自己資本の額	55,112		54,954	

報酬等に関する開示事項

1. 当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの、及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等としております。

なお、当行グループは、当行及び連結子会社である株式会社高銀ビジネス、オーシャンリース株式会社、株式会社高知カード、こうざん地域協働投資事業有限責任組合の4社で構成されておりますが、連結総資産に対する連結子法人等の総資産の割合は2%を超えておりませんので、主要な連結子法人等に該当するものではありません。また、経営上重要な影響を与える連結子法人等にも該当していません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分毎の報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除することで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役員の報酬等の決定について

取締役の基本報酬は月額固定報酬として毎月付与することとし、その決定に当たっては、当行の業績を踏まえて、株主総会の決議で定められた報酬総額の範囲内で、役位毎の責任の重さに応じて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。業績連動型株式報酬の決定におきましても、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

監査役の報酬につきましては、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定した金額としております。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬に分けられ、2017年6月27日開催の定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入及び信託拠出額の範囲（当初4年間は72百万円以内、延長の場合は3年毎に54百万円以内）を決定しております。なお、社外取締役及び監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

当行では、取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役・監査役の選任・解任（株主総会決議事項）や代表取締役の選任・解任、後継者計画に関する事項のほか、業績連動型株式報酬を含む取締役等の報酬に関する事項などについて審議のうえ、答申を行っております。

委員会は2018年11月に設置し、2025年度は取締役5名（うち社外取締役3名）で構成し、委員会（社外取締役が委員長）を17回開催して、代表取締役頭取の選定、役付き取締役の選定、取締役の選任、執行役員の選任（同候補者との面談含む）、取締役の報酬額配分、株式報酬制度におけるポイント付与などを審議しております。

また、業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80%と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20%で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の普通株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益1,190百万円であり、実績は502百万円でした。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

●対象役職員の報酬等の総額（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：人、百万円）

区分	人数	報酬等の総額	固定報酬の総額			変動報酬の総額				退職慰労金
				基本報酬	ストックオプション		基本報酬	賞与	株式報酬 (非金銭報酬等)	
対象役員 (除く社外役員)	8	113	104	104	—	9	—	—	9	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 対象役員は、社外取締役及び社外監査役を除いております。

2. 株式報酬型ストックオプションの権利行使期間は、新株予約権の割当日の翌日から30年以内としております。

なお、新株予約権を割り当てられた取締役は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。

	行使期間
第1回新株予約権	2008年8月27日から2038年8月26日まで
第2回新株予約権	2009年8月28日から2039年8月27日まで
第3回新株予約権	2010年9月1日から2040年8月31日まで
第4回新株予約権	2011年8月26日から2041年8月25日まで
第5回新株予約権	2012年9月13日から2042年9月12日まで
第6回新株予約権	2013年12月27日から2043年12月26日まで
第7回新株予約権	2014年8月28日から2044年8月27日まで
第8回新株予約権	2015年8月27日から2045年8月26日まで
第9回新株予約権	2016年8月25日から2046年8月24日まで

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。